

建設工事の積算疑義申立手続について

竜王町未来創造課

本町が行う建設工事の入札案件は、入札の透明性・公正性を確保するため、落札を決定する前に、積算内訳書（公表用設計書）の公表・閲覧を行うとともに、設計に関する積算疑義の申立てを受け付けることとしています。

1 積算疑義申立てを受け付ける対象案件および申立てができる者

対象案件	未来創造課で執行する建設工事（土木一般、舗装、電気、管、水道施設）の電子入札案件とします。ただし、不調または中止とした案件は対象としません。
申立てができる者	当該入札工事案件に入札書を提出した者（以下「応札者」といいます。）の内、疑義申立期間中に積算内訳書を閲覧した者を対象者とします。

2 落札保留について

落札保留の内容	落札者の決定は、疑義申立てにより入札が取止めとなる場合があるため、開札後直ちに落札決定を行わずに、疑義申立の手続きが完了するまでの間、落札保留とします。
---------	--

※開札後、午後1時を目途に予定価格を入札情報公開システム公表し、積算内訳書の閲覧を開始する。

3 積算内訳書の閲覧方法について

応札者は、積算疑義申立ての期間に、積算内訳書の閲覧ができます。

閲覧先	未来創造課
閲覧方法	・閲覧をしていただくには、「積算内訳書閲覧請求書」（様式第1号）の提出が必要です。当該請求者が応札者であることを確認したうえで、閲覧を認めます。 ・積算内訳書は1部のため、閲覧をお待ちいただく場合があります。
積算内容の複写	メモおよびデジカメ等の電子機器による撮影はできますが、積算内訳書の持ち出しおよびコピーはできません。

4 積算疑義申立ての期間について

申立始期	開札日から
申立終期	開札日の翌日の午後4時まで（ただし、この期間のうち竜王町の休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の日）がある場合は、当該休日は除きます。）

※申立期間を過ぎた疑義の申立ては受け付けません。

5 積算疑義申立ての対象となる事項について

該当	積算内訳書を確認しないと疑義を判明することができない事項
非該当	・ 積算疑義申立ての対象となる建設工事が特定できないもの ・ 公表された設計図書等で確認できるもの ・ 入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い、確認が可能なもの。 ・ 積算疑義の内容が具体的でないもの、その他積算疑義の内容が特定できないもの ・ 積算疑義申立ての期間後に提出されたもの ・ 応札者以外の者から提出されたもの ・ その他、当該入札に直接関係ないもの

6 積算疑義の申立てについて

前述5の積算内訳書の閲覧後に、設計に関しての疑義を申し立てるときは、次の手続を行ってください。申立てができるのは、当該工事の積算内訳書の閲覧をした者に限ります。

提出先	未来創造課に持参
提出書類	・ 積算疑義申立書（様式第2号） ・ 積算疑義に関する具体的な資料等

※「設計書に明示又は質問・回答に記載されている事項」、「入札前に質問できた事項（例：設計書等と図面の数量の差異）」等は疑義の対象としません。

7 積算疑義の申立てがされなかった場合について

積算疑義の申立てがされなかった場合は、積算疑義申立て期間の最終日（ただし、その日が竜王町の休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の日）にあたる場合は、その翌日）の午後5時までに、落札者を決定し落札決定通知書により通知します。

なお、場合により通知の時刻が遅れることがあります。

8 積算疑義の申立てがあった場合について

積算疑義申立ての取扱いの決定を行います。

積算疑義申立ての対象とならないと決定した場合、積算疑義の申立者へ、「積算疑義申立てに係る取扱い決定書」(様式第3号)により、積算疑義申立て期間の最終日の翌日(ただし、その日が竜王町の休日を定める条例に規定する町の休日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始の日)にあたるときは、その翌日)の午後3時までに通知します。

積算疑義申立ての取扱いの決定の結果、積算疑義申立ての対象となる申立てがなくなった場合、積算疑義申立て期間の最終日の翌日(ただし、その日が竜王町の休日を定める条例に規定する町の休日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始の日)にあたるときは、その翌日)の午後5時までに、落札者を決定し落札決定通知書により通知します。

積算疑義として取扱う場合は、設計書等の調査を行った後、下表の(1)および(2)のとおりとします。

積算疑義の申立者へは、「積算疑義申立てに係る回答書」(様式第4号)により、積算疑義申立て期間の最終日の翌々日(ただし、その日が竜王町の休日を定める条例に規定する町の休日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始の日)にあたるときは、その翌日)の午後1時までに回答を予定しています。

(1) 設計書に誤りがなかった場合	・ 積算疑義申立者に回答した後、設計に誤りがなかった旨を未来創造課窓口で公表して、落札決定通知書を通知します。
(2) 設計に誤りがあった場合	・ 入札は取止めとします。 ・ 疑義申立者に回答した後、応札者に設計の誤りの内容および入札を取止めとする旨を記した取止め通知書を送付します。

9 積算疑義の申立てにより入札取止めとした案件の取扱いについて

(1) 設計の見直し

積算疑義の申立てにより入札取止めとした案件は、設計を見直し、内容を一部変更して原則改めて入札を執行します。

(2) 入札の方法

再度入札する場合、入札公告の参加資格要件については「入札取止めとした案件」と同一とします。

10 その他

積算疑義申立ての内容および調査の結果、前述の対応では公正妥当な事後処理とならない場合は、当該積算疑義の内容等を踏まえて適切に対応します。